

中国における企業犯罪の抑止策：その現状と今後の課題

周 振 傑 ・ 劉 科

要 旨

1990年代末から、企業犯罪の抑止策を設け、かつ施行するために、中国は、積極的な努力を払ってきた。とはいえ、企業犯罪は、従来通り中国の国民生活及び経済安定に対する巨大な脅威であるとされている。ここでは、現在における企業犯罪の抑止策に欠陥があるかどうか、及び欠陥があるとすれば、どのようにすればその抑止策を整備することができるかが、問題となっている。本稿は、その問題を分析し、かつそれに答えることを目的とする。

中国における企業犯罪の抑止策を考察し、その効果をはかることによって、本稿では、現行の抑止策には第三者による監督がほとんどないという構造上の欠陥があることを明らかにする。その欠陥をなくし、かつ現行の抑止策の改善に向けて、本稿は、企業犯罪の要因を明らかにし、かつそれに基づいて、諸外国における企業犯罪の抑止策を概観する。最後に、以上の論述を踏まえて、本稿は、3つの面において、どのように現在における企業犯罪の抑止策を整えるべきかを検討する。

Prevention Policy of Corporate Crime in China: Now and Then

Zhenjie Zhou, Ke Liu

Abstract

The increase of corporate crime and its considerable negative influence on social order and economic development have attracted intensive attention ever since 1980s in China. Although positive efforts have been made to design and implement an integrated prevention policy, especially after the entry into new century, it seems that corporate criminality is still a dooming threat and on increase. This fact made it necessary to ask and answer the question whether there is anything wrong with current prevention policy and if there were how to promote it and this is exactly the task this article intends to accomplish. Therefore, this article, in the beginning, reviews the history of corporate crime and summarizes characteristics of current prevention policy of corporate crime in China and tries to evaluate its effectiveness. Then, it analyzes the constructive deficiency in the policy. Furthermore, in order to offer references, it reviews measures taken in other countries such as America, British and Japan, which are also confronted with increase of corporate crime. Finally, it offers suggestions on how to better current prevention policy.

はじめに

1990年代、市場体制改革と企業所有権改革が進められたとともに、中国での企業違法行為の急増は、大衆を驚かせるほどに至ったとされている。中国最高人民裁判所の統計によると、1999年に全国で金融詐欺、脱税、悪質な商品の販売などの経済秩序を乱した犯罪で有罪判決を下された被告人は、22,657人にのぼった。さらに、多数の大きな影響を及ぼした事件も現れてきた。たとえば、1999年廣東省湛江特大密輸事件においては、80人の被告人が有罪判決を下され、そのうち、6人が死刑を言い渡された⁽¹⁾。深刻化し続ける企業犯罪は、それに対する総合的な抑止策を築く必要を明らかにした。そのため、2000年以降、その抑止策を構築することに、莫大な努力が払われてきた。

企業犯罪の抑止に向けた積極的な取り組みにもかかわらず、政府報告と媒体の情報によると、企業犯罪の増加傾向は、依然として続いているとされる。したがって、企業犯罪には、どのような抑止策が有効か、どのように現在の抑止策を整えるべきかが、すでに中国の立法機関の重要な議題になっている。効果的な企業犯罪の抑止策を構築するために、まず、現行の抑止策の現状とその実施状況に存在する問題を探究し、理論的に分析することが必要であると思われる。1つの試みとして、本稿では、第一に、中国における企業犯罪の歴史を概観し、第二に、中国における企業犯罪の抑止策の特徴を要約して、その影響をみて、第三に、その抑止策における問題を分析し、第四に、企業犯罪の多元的要因に基づいて、諸外国の企業犯罪の抑止策を紹介し、最後に、以上の論述を踏まえて、どのように将来の抑止策を築くべきかを論ずることとする。

1 中国における企業犯罪の歴史

企業犯罪とそれに対する処罰は、1950年代から1970年代末まで中国の刑事立法と学説によって否定されていた。その理由の1つとして、当時、中国は、旧ソ連を範とし、計画経済体制をとったことが挙げられる。その体制の下で、国家または集体によって設立され、かつ国民にサービスを提供する経済組織として、すべての企業は、国家または集体の様々な計画のみにしたがって業務を行った。生産量、製品類型および価額などは、政府の計画を通じ

て決定されていたので、企業の任務は、その計画を実行するにとどまった。言い換えれば、企業犯罪の外的要因も動機も存在しなかったことになる。もう1つの理由として、当時の中国刑法理論は、旧ソ連の刑法理論を受け継いだという点が挙げられる。1950年代から、中ソ関係が全面的に緊密になるにつれ、刑法学の領域においても旧ソ連を範とし、その教科書を通じて刑法理論を学んだのである⁽²⁾。犯罪論から見れば、旧ソ連の刑法理論は、個人責任と道義的責任に基づくドイツ刑法理論から深い影響を受けたものであるといえよう⁽³⁾。したがって、身体も精神もない企業の犯罪能力が1970年代末まで刑事立法において否定されたのは、当然のことであると思われる。

1980年代の初頭から、中国は、改革・開放政策を実施し、「権力を下部に渡す、利益も下部に譲る」ことを中心とした企業改革を行った。この改革によって、様々な企業は、自身の利潤を追求できる独立した経済実体になった。同時に、利益を得るための企業違法行為も増加してきた。中国政府の統計によると、1986年に、全国の3分の2の国営企業が脱税行為を行った。1986年から1990年までの4年間、全国各地の税関により没収された企業の密輸品は総計13.39億元であり、当該時期に全国で摘発された密輸品増額の61.8パーセントを占めた⁽⁴⁾。1987年、企業犯罪が社会と経済生活に及ぼした害悪を認識して、「犯罪予防には、刑罰が一番有効な手段である」と考えた中国の立法機関たる全国人民代表大会常務委員会（以下、全人代常務委員会という）は、税関法を改正することを通じて企業刑事責任を導入した。その後、《密輸の罪を処罰することに関する補充規定》（1988年1月）などの多数の特別刑法も、企業犯罪に関する規定を設けた。1997年、全面的に刑法典を改正することを契機として、全人代常務委員会は、刑法の総則および各則において系統的に企業犯罪及びそれに対する処罰を定めた。それとともに、中国は、企業刑事責任を中心に、総合的な抑止策の構築や実施を始めた。

2 現行の抑止策の特徴と効果

2.1 現行抑止策の特徴

企業犯罪の抑止策とは、企業による違法行為を発見し予防するために、国家、社会ならびに企業そのものが策定し、かつ実施するすべての措置を指す。

これに含まれるのは、国家による強制制裁だけでなく、非政府組織などによる社会監督および企業自身の取り組みもある。中国における社会主義公有制を企業資本および収益の制度基礎とする国有企業所有制と、一貫して強制制裁を重視する統制理念とに照らして、企業犯罪に対する現在の抑止策の特徴は、以下のように要約することができると思われる。

(1) 処罰範囲の拡大

上で述べたように、企業刑事責任は、中国の企業犯罪の抑止策の中心である。したがって、企業犯罪の増加が迫っていることへの対応として、企業処罰の範囲を広げるのは、当然のことであろう。統計によれば、1997年から現在まで、全人代常務委員会によって公布された「詐欺による外貨の購入、違法な方法による外貨の中国から外国への移転と違法な外貨の取引を罰することに関する決定」という特別刑法および七件の刑法修正案の約半数の条文は、企業処罰に関連するものである（表1参照）。これらの規定は、まず、新たな企業犯罪を定める。刑法修正案(3)第4条、刑法修正案(4)第4条および刑法修正案(6)第3条が、その例である。たとえば、刑法修正案(4)第4条が、「以下の規定は、第1項として刑法典244条に挿入する」とし、これにより「未成年者を雇用して危険な場所で働かせる罪」という罪名を新設した。上述の外貨管理に関する「決定」も、詐欺による外貨の購入罪という新たな罪名を規定している。

なお、これらの規定は、2つのアプローチを通じて、すでに法律の規定している企業犯罪の処罰範囲を拡大する。1つは、ある犯罪の罪状を修正することによってその行為主体を拡大するというアプローチである。たとえば、刑法修正案(4)第8条は、

刑法第164条の規定を「不正な利益を図るために、会社又は企業の職員に財物を供与した者は、その額が比較的多額である場合は、……」から、「不正な利益を図るために、会社又は企業もしくはその他の単位の職員に財物を供与した者は、その額が比較的多額である場合は、……」へと修正することによって、その犯罪の主体を、「会社又は企業の職員」から「会社又は企業もしくはその他の単位の職員」までに拡大した。

もう1つは、犯罪形態を変えるというアプローチである。たとえば、刑法修正案(4)第1条は、97刑法第145条の「国家標準若しくは業界標準に適合しない医薬器具若しくは医療用衛生材料を生産した者、又は国家標準若しくは業界標準に適合しない医薬器具若しくは医療用衛生材料であることを知りながらこれらを販売した者は、人の健康に重大な危害を及ぼした場合は……」という規定を「国家標準若しくは業界標準に適合しない医薬器具若しくは医療用衛生材料を生産した者、又は国家標準若しくは業界標準に適合しない医薬器具若しくは医療用衛生材料であることを知りながらこれらを販売した者は、人の健康に重大な危害を及ぼす危険がある場合は……」と改め、その犯罪の処罰範囲を「結果犯」から「危険犯」へと拡大した。

(2) 法執行の強化

企業処罰の範囲が拡大されているのと同時に、各主管機関は、具体的な犯罪に対する特別な措置を行って企業犯罪に対する法執行を強化しており、現在大きな注目を浴びている商業賄賂専項治理（日本語で商業賄賂に対する特別措置ということである）が、その例である。商業賄賂とは、主に企業そのもの、あるいはその従業員によって行われる、現在の

表1 刑法修正案と企業処罰

	施行時期	企業処罰に関する条文数	修正案条文数	割合
刑法修正案(I)	1999年12月	7	9	77%
刑法修正案(II)	2001年8月	1	1	100%
刑法修正案(III)	2001年12月	2	9	22%
刑法修正案(IV)	2002年12月	7	9	77%
刑法修正案(V)	2005年2月	0	4	0%
刑法修正案(VI)	2006年6月	9	20	45%
刑法修正案(VII)	2009年2月	3	14	21%
総計		29	66	44%

業務を維持または新たな業務を獲得することを指す贈賄犯罪であり、刑法典第164条に定められている会社、企業およびその他の組織の従業員に対する贈賄罪および391条に定められている組織に対する贈賄罪が、典型的な例である。商業賄賂は、2000年頃にほぼすべての経済領域で現われ、重大な悪害を及ぼしたとされている。ある統計では、毎年、製薬業のみにおける贈賄によっておよそ100億円の国有資産が失われ、その額は、製薬業の税金の額の16%を超えた⁽⁵⁾。

商業賄賂の急増の要因には、2つある。1つは、商業賄賂は様々な形で行われるということである。たとえば、「多数の企業は、より低い価額で土地を獲得し又は迅速に行政許可を得るためには、商業取引の名目で主管者に豪華な旅行に参加させ、海外において取引の相手に代わって彼らの親類の教育費用を払い若しくは関係者に無料のEMBAトレーニングを提供する」⁽⁶⁾という報道をよく耳にする。もう1つは、軟弱な法執行である。そこでは、2006年に、中国共産党中央委員会および中国中央政府は、市場秩序および政府の威信を回復することを目標とする「厳しく商業賄賂を打撃する」という商業賄賂専項治理を始めた。

商業賄賂専項治理の結果として、2005年から2007年までの3年間、31,119の事件が調査され、260万の事業単位および49監督組織から不法収益が没収された。同時に、多くの高級官僚が厳罰に処せられた。中国最高人民検察院の報告では、2003年から2008年にかけての5年間、35人の日本における大臣のレベルの高級官僚が刑事処罰を受けたのである⁽⁷⁾。例としてよく挙げられるのは、2008年に前中国共産党政治局委員の陳良宇は、収賄罪などで18年の有期懲役を言い渡され⁽⁸⁾、それ以前では、前北京市副市長の劉志華は収賄罪で死刑（2年執行猶付き）を⁽⁹⁾、前中国海軍副司令官の王守業は、同罪で無期懲役を言い渡された⁽¹⁰⁾。

党中央と中央政府による特別行動のほかに、行政主管部門および地方政府によって発動される特別法執行活動もよく見られる。たとえば、最高人民法院の報告によると、「2003年から2008年までの5年間で、全国の人民裁判所は、市場経済秩序の整頓、商業賄賂の取締などの特別行動を積極的に展開し、有毒・有害な食品、偽の薬・粗悪な薬の生産・販売のような食や医療の安全を脅かす犯罪、及び知的財産

権侵害、金融詐欺など市場経済秩序を破壊する犯罪を厳しく打撃し続けており、有罪判決を受けた者は10万人余りに達し、これは同期比26.92%の増加である。」⁽¹¹⁾

(3) 企業の社会的責任の導入

「(企業の社会的責任は)品質安全性、事故・トラブル対応、公正な取引、公正な競争、個人情報保護、内部告発者保護など法令遵守体制の確立、環境、マルチ・ステークホルダー対応などのように、従来の経済的あるいは法的な企業の責任を含みつつも、さらにそれを超えた概念にまで拡大している」⁽¹²⁾という論述からすると、企業の社会的責任は、広義では法的責任を含む社会に対する企業の負うべき責任をいい、狭義では法的責任を除く、社会的存在としての企業が自動的に負う責任をいうのである。私見によると、ある程度法的義務を尽くすことが、企業の最も大きな社会的責任である。

企業の社会的責任に関する理論的な研究は、中国で1980年代末にすでに現れたが、諸外国での企業の社会的責任の概念、歴史および応用状況を紹介するにとどまった⁽¹³⁾。その要因の1つは、当時の企業体制と政治制度であろう。1990年代の初頭に、すでに企業の体制改革が始まったが、多数の企業は、依然として国有であり、国家又は集体からの生産および経営に関する指導若しくは要求が、企業には大きな影響を与えていた。同時に、中国では、政治国家と対立する市民社会という概念は、理論的研究にしか存在していなかった。換言すれば、企業が国家に対して責任を尽くすということは、社会に対して責任を尽くすことになるのである。したがって、企業の社会的責任というものは、ほとんど意義がなかったのである。1990年代末、外国文献を紹介し中国企業の現実の分析を踏まえて、世界で唯一の社会主義市場経済国家である中国は、企業の社会的責任についての理論研究、立法および応用面で、資本主義国家に負けてはならないと提唱する学者が現れてきた⁽¹⁴⁾。しかし、残念なことに、中国政府はなによりも経済発展を優先していたので、上述の主張には行政機関も立法機関も関心を払わなかった。

しかし、2000年以降、企業の社会的責任の重要性が認識されるようになった。当時、環境汚染事件、食品事件、鉱山事故などの企業による多数の違法行為が、重大な死傷や財産の損失を惹き起こした。民

主党派の中国国民党革命委員会が、明確に「このような企業の社会的責任に対する不作為は、従業員、消費者および社会の利益に重大な損害を与えたとともに、企業のイメージおよび名誉にも悪い影響を及ぼした」⁽¹⁵⁾と指摘した。他方で、中国企業は、外国企業からの圧力を受けた。統計によると、1995年から中国東部沿海地域にある8000社余りの企業は、企業の社会的責任に関する審査を受けた。一部の企業は、社会的責任について優れた業績を持っていたため、外国企業から多くの注文をもらったのに対して、多数の工場は改善する誠意を示さなかったため、注文は取り消されてしまった⁽¹⁶⁾。したがって、中国企業が、依然として生存のために努力しているため、社会的責任をとり入れるのは早すぎると指摘されたものの、「企業の社会的責任という意識は、きつと重要な変化をもたらす」⁽¹⁷⁾と提唱する学者が、次第に多くなり、そして立法者も、企業の社会的責任を立法議題のなかにとり入れたのである。

2006年、全人代常務委員会は、会社法を修正した際に、企業の社会的責任を会社法に導入した。その新会社法第5条は、企業は経営活動を行うにあたって、法律、行政法規および商業道徳に従わなければならないとともに、社会的責任を引き受けなければならないと規定している。その後、他の経済立法も、企業の社会的責任についての規定を設けた。たとえば、2009年1月1日より施行された《中華人民共和国循環型経済促進法》は、第9条に「企業または事業単位は健全な管理制度を作り上げ、一定の措置を用いて、資源の消耗を抑え、廃棄物の生成量や排出の量を減らし、廃棄物の再利用化、資源化のレベルを高めなければならない」とし、第20条に「工業企業は、進んだ技術領域において適用できる技術、工芸や設備を採用し、水を節約する計画を立て、水の節約に対する管理を強め全生産過程において水の使用を抑えなければならない」としている。

上述の法律のほか、中央政府と地方政府も、どのように企業の社会的責任を実現するかに関する指導的な規則を作っている。たとえば、国务院国有資産管理委員会は、2008年1月に「中央企業が社会的責任を履行することに関する指導意見」を公布し、中央企業が遵守しなければならない3つの原則を規定し、社会的責任活動においての重点を強調した。中国商務部も、2008年9月に「外商投資企業

が社会的責任を履行することに関する指導（草案）」という部門規章（日本の省令に相当するものである）を公布した。地方政府によって作られた企業の社会的責任に関する規定の例として、2008年11月に中国上海市質量技術監督局による「企業社会責任導則」や2008年2月に中国浙江省政府による「企業が積極的に社会的責任を履行することを推進することに関する若干の意見」を挙げられる。

2.2 現行の抑止策の効果

企業による違法行為とそれに対する制裁についての詳細な資料を手に入れることができず、また社会科学の各研究分野で同じ事実から異なる結論が導かれそうなので、精確かつ全面的に現在の企業犯罪の抑止策の効果を見積もるのは不可能であろう。したがって、以下の論述は、あくまで筆者の個人的見解にはほかならない。企業犯罪に対する法執行の強化および企業の社会的責任の導入は、現行の抑止策の主な2つの特徴なので、企業犯罪事件の統計と企業社会的責任の実践状況をもとにして現行の抑止策の効果の一部をはかることができるであろう。

現行刑法典は、140余りの企業犯罪の罪名を規定している⁽¹⁸⁾。そのうち、およそ半数は、各則第3章にある社会主義市場秩序を侵害する罪であり、実際にその罪を犯したのも企業であるので、全国各級人民裁判所が審理してきたその犯罪の既済事件の統計から企業犯罪の現状が窺われるように思われる。中国国家統計局の統計年鑑によれば、1997年から2000年にかけて、上述の犯罪の事件が急激に増加していった。これは、97刑法が公布された後、かつて自然人の犯罪として処理された多くの違法行為が、企業犯罪として審理されたからであろう。2001年から2004年にかけて、事件の数が多少減少はしたものの、それほど変化は見られない。2004年から、事件の数が急増していることが分かる（図1参照）。同時に、政府の調査も、企業犯罪の状況は依然として厳しいのを明らかにした。たとえば、国家税務機関は、2006年に河北省にある100の大手不動産企業の納税状況を検査した。その結果として、すべての不動産企業が、脱税などの違法行為を行ったことがあることが判明した⁽¹⁹⁾。

上述のように、2006年以降、中国政府は、企業の社会的責任を推進することに相当な努力を払っている。しかし、幾つかの調査の結果から見ると、企

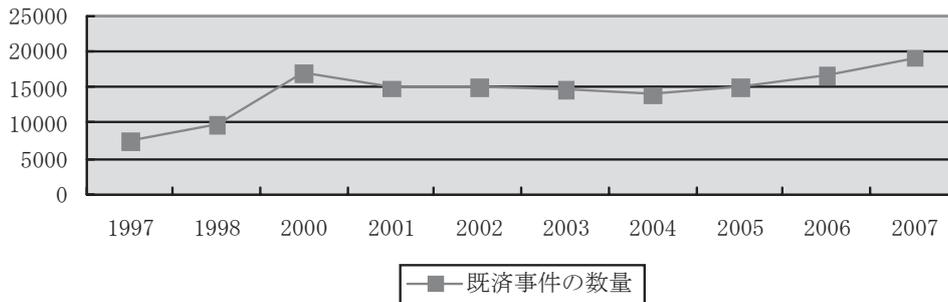


図1 1997-2007 社会主義市場経済の秩序を破壊する罪の既済事件の推移

業の社会的責任の実施状況は、楽観を許さないとされている。たとえば、2008年に中国山東省にある2,200社の企業に対して行われたアンケート調査では、積極的に社会的責任を果たしている企業は、11.05%しかないのに対して、そのコストを酌量して社会的責任を履行するかどうかを決める企業は、15.77%を占めている²⁰⁾。中小企業の場合、社会的責任の履行はあまりなされていないとされている。2008年に浙江省寧波市にある80社の中小企業に対するアンケート調査の結果として、以下の事実が明らかになった。すなわち、①企業の社会的責任の概念を知っているかについて、89.4%の対象企業は「はい」を選んだが、8.86%の調査対象は「ぜんぜん分からない」を選んだ。②企業の社会的責任は企業にどのような影響を与えるかについて、35.5%の対象企業は「社会的責任を果たすことは企業に利益をもたらす」を選択したのに対して、25%の対象企業は「企業に財務的な負担をもたらす」を選択した。③企業の社会的責任を履行しているかについて、定期的に報告書を公表する企業、時々報告書を公表する企業と報告書を公布したことがない企業は、それぞれ8.75%、23.5%および67.5%であった²¹⁾。

なお、2008年9月に中国河北省石家荘市で起こった三鹿毒ミルク事件の後、主管機構は、22社の乳業企業によって生産されたミルクの一部を検査した。その結果、ほぼすべてのミルク製品はメラミンによって汚染されたと判明した²²⁾。このことは、当該企業が社会的責任を履行していない証拠ではないかと思われる。

要するに、以上の考察から判断すれば、現行の抑止策は予想通りに機能を果たしているとは言い難いと思われる。積極的に抑止策を築いて実施してきたにもかかわらず、なぜ予想された効果があらわれないか？私見によると、司法および立法面での客観

的要因もあれば、その抑止策自身に存在する主観的要因もある。

3 要因はどこに

3.1 客観的要因

まず、『2009中国企業500強』のリストによると、国有企業は、その300社を占め、上位10社はすべて国有会社である²³⁾という事実が示しているように、中国の国有企業は、有力な社会的および経済的位置に立っている。そこで、各主管機関のそれらによる違法行為に対する取締は、十分とはいえないとされている。たとえば、2009年7月、バルブ生産を行う米Control Components Inc (CCI)社は、米国で中国石油および中国海洋石油などの6社の国有企業の従業員に賄賂を渡したことを認め罰金を科せられた。しかしながら、中国の行政および司法機関は、現在まで賄賂を受けた従業員および当該企業に対して何の調査も行わず黙っているままである²⁴⁾。

ほかに、外来投資を誘致し保つために、中国政府は、外国会社による違法行為を厳格に法律に従って処理していないのも、否定できない事実である。ここ十数年、中国での多国籍企業の贈賄スキャンダルがたびたび表面化している。例として、2004年に明らかになった米国Lucent社の贈賄スキャンダル、2005年に表面化した米国企業による中国建設銀行の張恩照元会長への100万ドル贈賄事件および2005年に発見された米国Diagnostic Products Corporation (DPC)社の中国子会社が1991年から2002年にかけて中国の医師らに162万3000ドルの贈賄事件を挙げられる²⁵⁾。とはいえ、上述の事件において贈賄を行った企業は、まだ罰されていないのである。

さらに、具体的な法執行面で問題がある。たとえば、企業賄賂の事件において、収賄者は処罰される

のに対して、多くの贈賄者である企業は、通常の場合、処罰されなくて済むとされている。中国公安部の統計によれば、2000年から2006年6月まで、全国公安機関が2529件の企業の従業員によって行われた収賄事件を調査した。同時期に調査された贈賄事件は564件のみであった²⁶⁾。すなわち、司法機関によって処罰されたのは、発見された贈賄者の5分の1に過ぎないのである。したがって、法律に規定している刑罰が、企業に対して威嚇力が小さくなっているのは、当然なことであると思われる。

最後に、現行立法にも欠陥が存在する。よく指摘されるのは、企業に対する罰金の適用条件についての規定である。現行刑法典によると、その典型的な規定は、「企業が罪を犯した場合は、企業に対して罰金を科するほか、その直接主管者およびその他の直接責任者に対して、法律により刑罰に処する」というものである。たとえば、刑法典第327条が「国有の博物館又は図書館等の部門が、文物保護法に違反して国家が保護する文物の蔵品を販売した場合、または非国有組織若しくは個人に無断で贈与した場合は、その組織体に対して罰金を科するほか、その直接責任を負う主管人員及びその他の直接責任者は、3年以下の有期懲役又は拘役に処する」としている。このような規定においては、額に対する制限がほとんどないといえるように思われる。その制限がある規定においても、「情状が重大で」、「重大な結果」および「特別に多額で」などの意味が曖昧な用語はよく見られる。

3.2 主観的要因

企業犯罪となれば、3つの重要な当事者が引き込まれると思われる。第一に、企業に法に従って質のよい商品およびサービスを提供させ、そして違法行為が生じた場合、刑罰権を用いてその違法行為を罰することを通じて国民の合法権益を保護する義務を負うべき国家であり、第二に、利潤最大化を目標とする企業であり、第三に、国家の保護を受け、企業の商品およびサービスを購入する市民である。このような事実から見ると、効果的に企業犯罪を予防するためには、その抑止策は、国家の権力、企業の義務および国民の権利の3つの支柱によって支えられるべきである。上述のように、現在、中国は十分に国家の権力を強調しており、企業の義務を重視し始めたにもかかわらず、どのように国民の権利を活

用するかという問題は、まだ見落とされている。換言すれば、現行の抑止策に第三者による監督はほとんど存在していないという構造上の欠陥があることになる²⁷⁾。

近年、中国では食品事故が絶えず起こっているのは、認めざるをえない事実である。政府の報告によると、2005年に、全国範囲で中国衛生部に報告された食品中毒事件が256件、そのうち被害者数が100人を超えたのは、18件であった。その結果、9021人が中毒になり、そのうち256人が死亡した²⁸⁾。2007年では、食品中毒事件が506件、そのうち、被害者数が100人を超えたのは、11件であった。その結果、13280人が中毒になり、258人が死亡した。2006年に比べると、中毒になった被害者数が、26.48パーセント減ったのに対して、死亡した被害者数が、31.63パーセント増えている²⁹⁾。なぜ類似の事件が、類似の原因で繰り返し起こっているのか。その要因の1つとして、市場監督メカニズムが適切な機能を果たすことができないということが挙げられる。とりわけ、市場監督メカニズムにとって不可欠な消費者監督が、NGOからも政府からも有力な支持を得られないので極めて弱いのである。2008年9月に河北省石家荘市で起こった、5万1900人の幼児を腎臓結石で入院させた³⁰⁾という嚴重な結果を及ぼした三鹿毒ミルク事件の経緯は、再びこのことを明らかにした。

報道によれば、2007年12月以降、多くの消費者が大手乳業会社の三鹿会社に「三鹿ミルクを飲んだ幼児が病気になってしまった」という事実を伝え続けたにもかかわらず、同社は、問題を解決せず、また消費者協会³¹⁾も積極的に介入しなかったのである。2008年3月に、主管機関としての国家食品薬品监督管理局は、消費者から「三鹿ミルクを飲んで健康に影響を受けた」という苦情があったのに、まったく調査を行わなかった。同年7月末に三鹿会社はミルクをメラミンによって汚染されたという結論を得て、8月2日にその結論を地方政府に伝えたが、三鹿会社も地方政府も苦痛を受けた被害者およびその他の消費者にその結論を伝えなかったのである。同年9月上旬、中国中央政府が、ニュージーランド政府によって関係事実を知らせられた後、上級の圧力で、地方政府は、毒ミルクに対する調査を始めた³²⁾。2007年12月から2008年8月までの9か月の間に、もし第三者として消費者が市場メカニズ

ムにおいて強い位置にあり、あるいは消費者協会が積極的に介入すれば、以上の結果は避けられたように思われる。

企業の社会的責任の実施状況についても、「企業の社会的責任の発展には、NGOの機能と媒体の自由が非常に重要なものであるとされている。中国における現行の法律と政治との枠組みにおいて、情報の伝播は一定の制限を受け、多くの民間団体も政府の直接または間接の管理若しくは影響の下で活動を行うのである」³³⁾と指摘される。

さて、どのようにすれば以上の欠陥をなくすことができるか。さらに、どのようにして抑止策を整えるべきか。この問題に答える前に、諸外国の企業犯罪の抑止策を紹介する必要があると思われる。なぜならば、自然犯と異なり、おもに行政犯として扱われる企業犯罪は、経済発展から生まれ、かつ世界化が深化するとともに深刻化しているという国際的性格があり、しかも諸国におけるそれに対する対処も『国際組織犯罪防止条約』、『国連腐敗防止条約』などの国際文書から大きな影響を受けているので、諸外国で築かれている企業犯罪の抑止策は、中国にとって参照する価値があるからである。

4 諸外国における抑止策の概観

(1) 諸外国の企業犯罪の現状

企業犯罪の深刻化は、中国だけでなく、多くの国で見られる。たとえば、日本法務省の『検察統計年報』によると、2000年から、日本における犯罪の疑いを受けた法人数、および起訴された法人数は、徐々に増加している。とくに、2002年から2005年にかけて、両者の急増は、明らかである(図2参照)。同時に、多くの社会的な注目を浴びた事件も現れた。たとえば、2004年に「三菱自動車・ふそうのリコール問題や西武鉄道の利益供与事件など、大手企業の企業犯罪が明らかになった。さらに、2006年には、企業犯罪の代名詞ともいわれる米国のエンロン、ワールド・コム事件の日本版ともいわれるライブドア事件が起こった」³⁴⁾。

米国では、監督官庁の行政処分や民事訴訟や司法取引(plea-bargaining)が、つねに優先されるために、刑事手続によって処罰される企業数は、日本や中国に比べると、著しく低いのが、企業犯罪の増加の傾向も否定できない。米国連邦量刑委員会のデータによると³⁵⁾、1996年から2000年にかけて、組織犯罪に対する量刑規則を規定している連邦量刑ガイドライン第8章で罰せられた組織数は、急激に増加

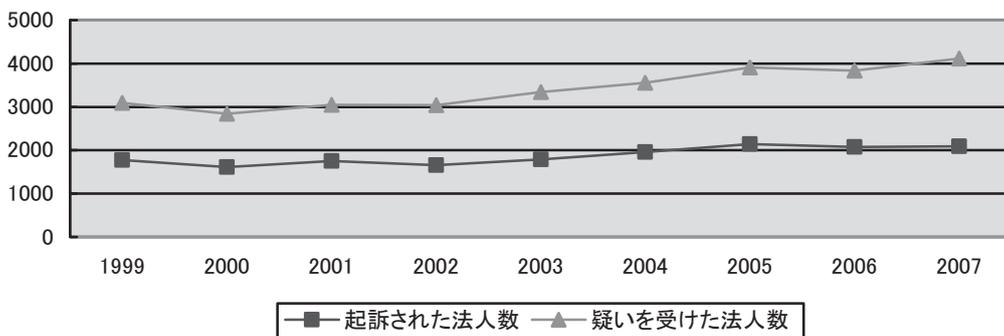


図2 日本における犯罪の疑いを受けた法人数および起訴された法人数 (1999年-2007年)

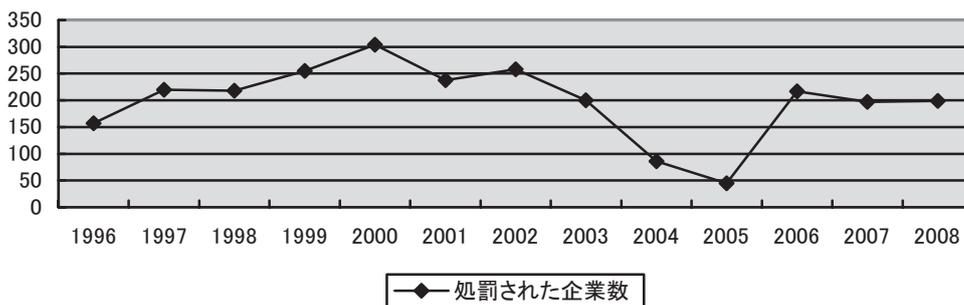


図3 ガイドラインの第8章で処罰された企業数 (1996年-2008年)

していった。2002年から2005年まで、その数は、減少したものの、2006年に急激に増加した（図3参照）。

重大な害悪を感じた諸国は、企業犯罪を予防し円滑な経済発展を確保するために、中国と同様に、積極的に総合的な抑止策を構築している。企業犯罪の抑止策は、その原因論に基づくべきものなので、諸国の抑止策を検討する前に、以下の論述が示しているように、企業犯罪の原因を分析する必要がある、すなわち、「犯罪原因論と刑事政策との関係は、医学における病因の解明とその治療法の発見との関係に似たものとして理解されてきた。犯罪の原因を突き止めることができ、初めて有効な犯罪対策を論ずることが可能になろう。原因論に基づかない刑事政策は、非科学的なものであるということになる」⁹⁶。

(2) 企業犯罪の要因

企業は、自然人によって構成される社会的組織であると同時に、自然人と異なる決定過程などの特徴をもつ、自分の権利を有し、かつ義務を負う法的組織でもある。したがって、「企業犯罪は、意思形成と犯罪行為が自然人たる構成員によるものの、法的評価の対象としては、行為主体ならびに行為結果の享受が組織体である企業であると理解でき、或いはそう理解すべきである。法人として実在する企業は、構成員の意志と行為を通して権利義務の法的な主体として活動するが、その法的効果を受ける構成員とは別の法的存在である。即ち、企業における犯罪意思は単一的な個人犯罪と異なり、組織的・構造的に形成され、行為結果としての法的結果は企業組織対に帰属する」⁹⁷企業犯罪のこういう性格に鑑み、その発生および深刻化の要因が3つの面で追求すべきであろう。

第一は、社会的要因、すなわち犯罪の機会が与えられたということである。たとえば、米国は、1970年代に企業犯罪の急増に見舞われ、米国の学者の研究によれば、「経済結構における変化、とくに経営、流通ならびに投資に関する変化は、人口出生率より高い経済犯罪率を招いたのである」⁹⁸。

第二は、組織的要因である。すなわち、企業組織との関係で、「組織が複雑化すると企業内でのコミュニケーションがしにくくなるため、経営的なコントロールが困難になるとしている。また、意思

決定の分権化、決定の自由度を高めるが、反面、各人の責任が減少するため、違反行為が増える傾向があるとしている」⁹⁹。

最後に、個人的要因である。企業は、肉体も精神もない存在なので、その構成員の行為を通じて罪を犯すことになるのである。ほかに、個人の企業犯罪で儲ける、あるいは失う利益についての考慮などの要素も、企業犯罪の発生に重要なものである。たとえば、あるイギリスの学者の研究は、すでにその他の企業に比べて、犯罪行為が「所有権をもつ管理幹部の収益よりも高い危険をもたらす企業では、犯罪率が低い」⁴⁰という結論を出している。

(3) 諸外国の企業犯罪の抑止策

以上の要因に応じて、諸外国で築かれている企業犯罪の抑止策は、3つの部分からなるといえそう。すなわち、国家強制の威嚇を基礎とする国家政策と社会監督の活用を目的とする社会政策と企業自身の抑止意欲を重点とする企業政策である。

国家政策とは、企業犯罪を防止するために、様々な国家機関によって制定され、かつ施行される方針および策略などを指す。国家政策には2つの主な支柱がある。1つは、刑事処罰を拡大するということである。たとえば、「法人は罪を犯すことができない」というローマの法諺を信じてきたフランスは、国内での企業犯罪の危害に脅かされたので、1994年に刑法典を修正することによって企業の刑事責任を導入し⁴¹、そして2004年に「Perben II」という法令において、企業にすべての犯罪に基づいて刑事責任を負わせることができた⁴²。イギリスも、2007年に『企業致死罪法』(Corporate Manslaughter and Corporate Homicide Act 2007)を公布し、それを通じて企業処罰の範囲を法人から会社、行政機関、王室組織および労働組合などの組織までに拡大した⁴³。

もう1つは、行政制裁を強化するということである。刑事処罰と比べると、行政制裁にはいくつかのメリットがあるといえる。その例として挙げられるのは、行政手続の場合は、処罰対象に対して刑事訴訟ほど厳格な手続保障はなされていない点である。そのため、行政制裁はますます注目されている。たとえば、日本の立法機関は、2004年に証券取引法を改正しインサイダー取引および風説の流布などを行った場合に課徴金を課すという規定を導入し、さ

らに2006年の独占禁止法改正では、課徴金の額を大幅に引き上げた⁴⁴⁾。

社会政策は、2つの面で理解することができる。1つは、社会的条件、とくに市場メカニズムを活用することによって企業犯罪を防止するということである。いずれにしても、刑罰は社会制度の一種として機能を果たすのである。「刑罰の性格は、その刑罰を用いる国家の文化的価値と密接していることが分かる。……刑罰も、社会現象として、社会の政治的・経済的要因と密接に関連していることを我々が認識しなければならない」⁴⁵⁾。企業犯罪は、企業が市場メカニズムに対して自身を整えてそのメカニズムを利用する過程において生じるものといえる。そのため、企業処罰が、市場条件を無視して用いられれば、効果的に機能を果たすのは不可能であろうと思われる。もう1つは、国家は、言論の自由および集会結社の自由などの権利を保護することによって、第三者としてのNGOまたは媒体などに十分な機能を果たさせるということである。

社会政策の場合には、国家規制機構による介入はないので、有限な法的資源を節約することができ、他方で、刑事処罰の消極的な影響を避けることができる。そこでは、多くの国は強制制裁をとると同時に、積極的に社会政策を利用している。たとえば、2007年に改正された日本公認会計士法は、虚偽証明を行った公認会計士が属する監査法人に対する刑事処罰を導入しなかったのである。その「不導入の最も大きな理由は、刑事罰を監査法人に科すと当該監査法人の信用が大きく失墜し、所属公認会計士が離散してしまい、善意の被監査会社の監査継続に影響が生ずるなどリスクが大きいということである」⁴⁶⁾。

最後、企業文化を向上させ、企業統制を改善させることを含む企業政策であり、その中心は、企業法令遵守計画 (corporate compliance program) である。法令遵守計画とは、企業ごとに違法行為を防止し、高級管理職の者をはじめ従業員の法的意識を強化するために自主的に実施される体系的な取り組みをいう。一致した定義はまだ存在していないが、法令遵守計画が以下の3つの主要構成要素をもつには異論がない。すなわち、行為規範を制定し公布することや監査機関を設立することや内部通報および懲戒制度を設けることである⁴⁷⁾。

近年、とくに米国においての Enron 事件と Boe-

ing 事件⁴⁸⁾の後に、「企業の指導者はいつも慈善を念頭に置きながら、業務を行っているという仮定に置かれているので、法令遵守計画には根本的な欠陥がある」⁴⁹⁾と指摘されたものの、企業の自発的に自分の活動を監査する義務を引き受ける意欲が強くなる一方であるとされている⁵⁰⁾。なぜかというところ、「法令遵守計画は、企業統制には2つの決定的な要素を提供することができるからである。1つは、企業に法律や規則の規定に従って業務を行わせるということであり、もう1つは、法律の限界を守って業務を行うことは、企業に、すなわち、すべての従業員に利益をもたらすように、各レベルの従業員を説得するのに役立つということである」⁵¹⁾。ほかに、違法行為は実際になされた際、法令遵守計画およびその実施は企業そのものの責任を減輕し又は免除することができる⁵²⁾。

5 未来の抑止策の構築

諸外国における抑止策の現状に照らして考えると、3つの結論を導くことができそうである。第一に、国家側からの企業犯罪に対する正式な対応が、最も重要なものである。第二に、しかしながら、企業犯罪の原因は複雑なので企業自身の協力を得なければ、その抑止は不可能な任務になってしまうかもしれない。第三に、権利主体である市民からなるNGOを通じる監督をはじめとする第三者の機能も不可欠なものである。上述の結論と中国の現行の抑止策においての欠陥からすれば、企業犯罪を防止し減少する目的を実現するために、中国は、以下の3つの面で努力すべきだと思われる。

(1) 企業処罰の改革

現行中国刑法典に定められている企業犯罪に対する罰は、罰金だけなので、多数の論者の意見では、刑事処罰は、効果的な威嚇要素にしようとするれば、罰金のほかに、有罪企業の公表、業務停止および解散命令などの処罰方法を採用しなければならないとされる⁵³⁾。確かに、諸外国の立法および企業犯罪を処罰する実務から見れば、この必要性はあると思われる。他方で、処罰の最終的な目的は、処罰することではなく、壊された秩序を回復し、規制対象に行為規則を提供することであるとされている。そのため、「不明確な罰則は、実質的に罪刑法定主義に違反し、許されない」⁵⁴⁾および「法律の文言のあ

いまい性があつたのでは、解釈の厳格性を要求することもできない。……平易な大衆の言葉で法律の条文が書かれることが必要である⁵⁵⁾と指摘されているように、刑事罰則を分かりやすい形で明確かつ具体的に定めるのは、罪刑法定主義の要請および刑罰目的実現の前提である。刑事罰則の明確性という問題には、犯罪の成立要件だけでなく、法定刑も含まれているのである。したがって、企業処罰を多様化するとともに、それを具体化する必要があり、すなわち、各種の企業処罰の適用条件を具体的に規定することが必要であろう。

明確かつ具体的な規定は、一方で、企業が違法行為を行う前にその結果を予測することに有益である。予測された利益が損失より少なければ、企業の違法行為は計画にとどまるかもしれない。他方、国民は、具体的な規定によって、自分で司法判断の公平性と正当性を判断できるようになる。これは、司法判断の独立と適正を確保するとともに、司法の国民基盤を固めることができると思われる。上で述べたように、企業犯罪に対する罰金の適用条件についての規定に不明確な点が多く存在している。そこで、どのようにそれを具体化するかが、司法実務に問われている問題である。

上述した企業処罰を設定する要求に基づいて、罰金は以下のように具体化されると思われる。まず、立法機関が、基礎罰金額を規定する。その額は、以下の額のうち最高のものであろう。すなわち、①売上金、②犯罪者の収益、③当該犯罪によって及ぼされた損失、④他の当該犯罪に関する額、あるいは⑤当該犯罪による有害な影響を除去するための支出である。第二に、立法機関が、一定の比例を設定し、司法機関は、その比例に従って当該犯罪の情状を酌量して基礎罰金額を引き上げ、または引き下げて最終的な罰金額を算定することができる。最後に、最高人民裁判所は、指導案例を司法解釈として公布することによって司法機関に具体的な裁量標準を提供する。

(2) 法令遵守計画への重視

多くの場合、企業犯罪が発覚するのは、偶然の事故または事前に企業と連絡していたりする日常的な観察による。しかしながら、事故を防ぐことは、おもに企業措置の枠組み内のものであり、他方で、日常的な観察を通じて企業による違法行為が発覚する

のは、被疑者になるかもしれない対象から情報を求めることを意味するので、企業の協力を得なければ企業犯罪を防止することは一層困難になろう。つまり、潜在する企業犯罪を抑止するには、法益侵害が存在していなければ介入してはならない刑事処罰よりも、企業そのものの抑止に対する意欲のほうが役に立つということである。ここから、「純然たる刑法上の対策よりも法令遵守計画が優れたものとなりうる⁵⁶⁾という結論を導き出せそうである。その本質的な理由は、「法令遵守計画は、企業の利益に訴えると共に、企業に自身の予防設置を講じるに十分な自由行動の余地を認めるという点⁵⁷⁾にある。したがって、多くの国は、企業に積極的に抑止設置をとらせ、かつ具体的な指導を提供するために、法令遵守などの企業の取り組みに対する要求およびその法的効果を明文に定めておる。たとえば、米国連邦量刑ガイドラインは、企業法令遵守計画を効果的に履行していたのを責任の減輕情状として定めており、企業法令遵守計画の有効性の判断基準をも解釈している⁵⁸⁾。いずれにせよ、「企業組織体が正常に評価され、かつ企業犯罪を抑止するには、何よりも企業組織体の自主的抑止力に着目しなければならない⁵⁹⁾」。

中国の現行の法律で、企業の社会的責任などに関する規定も出てきたが、それは原則的なものに過ぎず、具体的な指導的意義がないものであり、他方で、法令遵守計画についての規定は、まだ存在していないのである。そこでは、中国は、効果的に企業犯罪を抑止しようとしたら、企業政策に適切な注目を払うべきである。当面の急務は、法令遵守計画をスタート地点として、企業の法的意識を育て上げるということである。上述の企業の社会的責任の履行状況に鑑み、そうしなければ、企業の社会的責任などは、学術研究にしか存在していない概念にとどまるかもしれないのである。法的義務を履行できない企業に対しては、真剣に社会的責任を尽くすことを期待できるものではないと思われる。

ところが、中国では、法令遵守計画をどのように進めればよいか。私見によると、立法機関は以下の2つの方面に着手したほうがいいと思われる。1つは、法令遵守計画の制定および実施を法的義務として定めると同時に、その法的効果を明示するということであり、もう1つは、企業にその義務を尽くさせるために、外部の保障体制を整備するということ

である。たとえば、上述のように、法令遵守計画の実施にとっては、公益通報は不可欠なものである。中国最高人民検察院も、近年、およそ70%以上の賄賂事件は大衆の通報を通じて発見されたことを明らかにした⁶⁰⁾。それにもかかわらず、公益通報者に対する保護は不十分であるとされている。統計では、公益通報者が傷害され、または殺害された事件は、1990年代では毎年50件に至らなかったのに対して2008年には1200余にのぼった⁶¹⁾。

なぜかという、刑法にも刑事訴訟法にも証人保護に関する規定はあるが⁶²⁾、一方で、その規定は証人にも適用されるものなので、刑事手続がまだ始まらない段階にいる公益通報者に有力な保護を提供することができないからである。他方で、権力機関から法律に定められている保護を受けない場合、証人はどのようにすれば救済を受けることができるかが問題となった。そこでは、効果的な企業抑止策を築くことについては、日本における『公益通報者保護法』のような法律とその適切な執行が必要である。

(3) 第三者機能の活用

社会団体ならびに媒体をはじめとする第三者は、企業犯罪の抑止に介入すべき理由が2つある。理論的に、企業犯罪は国民の健康および生命などの権利に対する侵害であり、それに国家権力も国民の権利に由来するものなので、国民の権利を基礎とする第三者の介入は当然のことであり、実践的に、国民は一人の力だけでは国家権力の運用や企業の違法経営にあまり影響を与えられないので、様々な社会団体を通じてその権利を実現しなければならない。また、規制機関は、利用できる資源が有限なのですべての企業活動に対して効果的な監督を行うのは不可能であろう。したがって、規制機関にとっても、第三者の協力を求める必要がある。

率直に言えば、中国での第三者による監督はまだ弱い。それが、中国の社会団体の位置および性質とは深く結びついているからであろう。ここで、NGOを例として説明してみるとする。NGOは、「広義には非政府アクターと同意語に使われ、政府以外のすべての組織、即ち企業や経済団体など含まれるが、実際には非営利を目的とし、企業と政党は除外されると定義される。要は非政府で非営利目的の市民組織という」⁶³⁾。中国政府の統計によれば、2007

年にNGOと呼ばれる社会団体は、211,661という膨大な数にのぼった⁶⁴⁾。ただし、これらのいわゆるNGOのうち、独立した組織として機能を果たせるのは極めて少ない。その原因は、「中国のNGOの経費は、おもに政府からの資金であり、そのうち、およそ50%は政府の財政予算やその他の手当であり、3.6%は政府によって支えられる課題の資金である。他方で、多数のNGOは、改造された政府に属した機関または直接に政府によって設立されたものなので、政府に依存して存在している」⁶⁵⁾というところにある。政府と企業との複雑な関係は、企業が直接あるいは間接にNGOに圧力を加えるのを可能にしているとされている。したがって、現在の企業犯罪の抑止策には、国民の権利を代表する第三者の影響はまったくないとはいえないが、その影響はとても弱いのである。

我々は効果的な企業犯罪の抑止策を構築しようとしたら、国家ならびに企業から独立した第三者に十分に機能を果たさせるべきである。この目的を実現するために、立法機関は法律を通じてNGOをはじめとする社会団体の独立性や合法的な権利を保障しなければならないのである。他方、社会に有意義な存在になれるために、社会団体は法的限界を守って自発的に外部監督を受け、積極的に市民に理解や支持を求めなければならないように思われる。要するに、この構造的な欠陥は直さなければ、規制機関はいかに努力しても、企業犯罪の増加を抑えることができないということである。

おわりに

「社会あるところ犯罪あり」といわれるが、かつていかなる社会にも犯罪は存在したし、我々人類が犯罪を絶滅させることは不可能であるにしても、なんらかの方法でその減少のために力を尽くしてきたことは事実である。⁶⁶⁾そこでは、どんな抑止策を築き、それを実施しても、企業犯罪は存在していくにもかかわらず、我々は、社会秩序を維持し、かつ自分の幸福を守るために、積極的にできるだけ努力を尽くして、社会発展を妨げないように企業犯罪を制限しなければならない。

ここ十数年来、中国は企業犯罪の急増に見舞われているとされている。その要因の1つとしてあげられるのは、中国における企業犯罪の抑止策には構造上の欠陥があり、すなわち、国家の強制制裁と企業

の抑止意欲と並んで存在すべき社会監督が、十分に機能を果たしていないということである。そこでは、企業犯罪の原因論および諸外国の抑止策に照らして、中国は、効果的に企業犯罪を制限しようとするれば、刑事処罰を改革し、企業法令遵守計画を推進するとともに、NGO および媒体などの第三者の独立性を保障し、それに適切に自分の役を果たさせる必要があると思われる。

- (1) 《最高人民法院工作報告》(2000年)
- (2) 張文＝何慧新「二十世紀における中国刑法の回顧と展望」法政研究 67 卷 1 号 (2000年) 244 頁。
- (3) 候国雲：《犯罪構成理論の産生と発展》、載《南都学壇》2004 年第 24 卷第 4 期、第 76 頁。
- (4) 黎宏「中国における法人犯罪についての考察」同志社法学 48 卷 6 号 (1997年) 164 頁、165 頁。
- (5) 北京青年報 2006 年 1 月 26 日。
- (6) China Radio International, Commercial Bribery-Foreign Companies Adapt to Local Market in Wrong Way, at <http://english.cri.cn/3126/2006/11/24/264@167029.htm>.
- (7) 《最高人民検察院工作報告》(2008)
- (8) 北京晚報 2008 年 4 月 11 日。
- (9) 広州日報 2008 年 10 月 22 日。
- (10) 信息時報 2006 年 12 月 23 日。
- (11) 新華網 2008 年 10 月 28 日。
- (12) 鈴木幸毅＝百田義治『企業社会責任の研究』(中央経済社、2008年) 13 頁。
- (13) 参見徐俊：「企業社会責任理論研究総述」、載《安徽農業大学学报(社会科学版)》2008 年第 6 期、第 1 頁。
- (14) 参見劉俊海：《企業社会責任》、法律出版社 1999 年版、第 293 頁。
- (15) 全国政協弁工庁：《民革中央提案呼吁：全社会都来關注企業社会責任》、載 <http://www.cppcc.gov.cn/rmzxb/tzxw/200504250025.htm>。
- (16) 前掲注。
- (17) Zijun Li, Lack of Corporate Social Responsibility Behind Recent China Accidents, at <http://www.worldwatch.org/node/3859>。
- (18) 詳しくは、See Zhenjie Zhou, Corporate Punishment in China: History, Legislation and Future Reform, *Research Bulletin of WIAS, No.1, 2009*, pp79-102.
- (19) 中国青年報 2007 年 1 月 12 日。
- (20) 参見辛傑：「企業社会責任価値観研究」、載《華東经济管理》2008 年第 11 期、第 27 頁。
- (21) 参見李益、梁軍：「寧波市中小企業社会責任現状分析」、載《中国集体經濟》2008 年第 7 期(下)、第 123-124 頁。
- (22) 参見童素娟、丁凱：「三鹿事件凸顯企業社会責任危機」、載《浙江經濟》2008 年第 18 期、第 54 頁。
- (23) 中国国門時報 2009 年 9 月 14 日。
- (24) 新京報 2009 年 8 月 16 日。
- (25) 詳しくは、<http://mnc.people.com.cn/GB/9838188.html> を参照する。
- (26) 法制日報 2006 年 6 月 16 日。
- (27) この点について、後に詳しく検討することにする。
- (28) 詳しくは、<http://www.chinacourt.org/html/article/200603/20/198971.shtml> を参照する。
- (29) 参見曾利明：《中国去年報告食品中毒事件 506 起死亡 258 人》、載 <http://news.163.com/08/0303/10/463SRQ7Q000120GU.html>。
- (30) 『人民網日本語版』2008 年 12 月 2 日。
- (31) 消費者協会は、1993 年に全国人民大会常務委員会によって制定された《消費者權益保護法》に従って、製品ないしサービスの社会的な監督を行ない、消費者の權益を保護することを目的として設立された社会团体である。《消費者權益保護法》第 32 条の規定によると、消費者協会の権限は、消費者向けの消費関連情報とコンサルティングサービスの提供、消費者の告発に基く調査及び調停、消費者權益の侵害にあった消費者の提起する訴訟の「支持」、消費者の權益の侵害行為に対するマスメディアを通じた公開と批評などに及べる。
- (32) 参見吳金勇、吳麗、劉榮：《三鹿漫長的 9 個月》、載《商務週刊》2008 年第 18 期 (2008 年 10 月 5 日)、第 42 頁—43 頁。
- (33) 参見張憲初：「全球視角下的企業社会責任及中国的启示」、載《中外法学》2008 年第 1 期、第 27 頁。
- (34) 白石賢『企業犯罪・不祥事の法政策』(成文堂、2007 年) 13 頁。
- (35) All statistics are available at <http://www.ussc.gov/linktojp.htm>.
- (36) 大谷実『刑事政策講義』(弘文堂、1996 年) 85 頁。
- (37) 麻生利勝『企業犯罪抑止の法理』(成文堂、2004 年) 180 頁。
- (38) Harold J. Vetter and Ira J. Silverman, the Nature of Crime, *W. B. Saunders Company (1978)*, p254.
- (39) 白石・前掲注³⁴ 20 頁。
- (40) Cindy R. Alexander and Mark A. Cohen, Why do corporations become criminals? Ownership, hidden actions, and crime as an agency cost, *Journal of Corporate Finance, No.5, 1999*, p1.
- (41) See Leonard Orland and Charles Cachera, Corporate Crime and Punishment in France: Criminal Responsibility of Legal Entities under the New French Criminal Code, *11 Conn. J. Int'l L. 111, 1995-1996*.
- (42) See Andrew Clapham, Extending International Criminal Law beyond the Individual to Corporations and Armed Opposition Groups, *Journal of International Criminal Justice, 2008 6 (5): 899-926*.
- (43) この点につき、イギリス司法省のホームページ (<http://www.justice.gov.uk/publications/corporatemanslaughter2007.htm>) 参照。
- (44) 白石・前掲注³⁴ 87 頁以下参照。
- (45) 藤本哲也『刑事政策概論』(青林書院、全訂第六版、2008 年) 111 頁。
- (46) 白石・前掲注³⁴ 2 頁。
- (47) Philip A. Wellner, Effective Compliance Programs and Corporate Criminal Prosecutions, *Cardozo Law Review Vol.27 No.1, 2005*, p497.
- (48) それぞれの法令遵守計画ならびに犯罪行為についての詳細な分析は、See Kimberly D. Krawiec, Organizational Misconduct: Beyond the Principal-Agent Model, *32 Florida State University Law Review, 2005*, pp571-614.

- (49) Charles Barnes, Why Compliance Programs Fail: Economics, Ethics and the Role of Leadership, *HEC Forum Vol.19 No.2*, 2007, p109.
- (50) See Program of the Ad Hoc Committee on Corporate Compliance, Corporate Compliance Programs in the Aftermath of Sarbanes-Oxley: “the Time has Come, the Walrus Said----”, *ABA Business Section Spring Meeting* (Los Angeles, CA, April 4, 2003), p2.
- (51) Id., pp2-3.
- (52) 例えば、イタリアの2001年231号法令によると、従業員だけでなく、幹部や取締役の犯罪に対して、企業やその他の団体の責任が問えるようになった。ただし、企業は、その犯罪遂行を防ぎモニターする適切な手順を踏んでいたら、その責任を回避することができる。詳しくは、甲斐克則＝田口守一編『企業活動と刑事規制の国際動向』（信山社、2008年）185頁以下参照。
- (53) 例えば、廖斌：《論我国法人犯罪刑罰体系的完善》、載《法律適用》2003年第12期、第37頁-39頁；鄭正文、郭冽琦：《對單位犯罪的立法評析》、載《山東社會科學》2006年第8期、第99頁-101頁；薛進展：《單位犯罪刑罰的適用與思考》、載《法學》2002年第9期、第32頁-39頁；魏東、章谷雅：《論法人犯罪的犯罪構成與刑罰配置之完善》、載《中國刑事法雜誌》2004年第2期、第29頁-39頁。
- (54) 山口厚『刑法總論』（有斐閣、第2版、2001年）17頁。
- (55) 村井敏邦『刑法：現在の犯罪と刑罰』（岩波書店、2005年）39頁。
- (56) 甲斐克則＝田口守一・前掲注52) 428頁。
- (57) 甲斐克則＝田口守一・前掲注52) 428頁。
- (58) 詳しくは、川崎友己『企業の刑事責任』（成文堂、2004年）277頁以下参照。
- (59) 麻生利勝・前掲注37) はしがき。
- (60) 人民日報2006年3月28日。
- (61) 21世紀經濟報道2008年6月28日。
- (62) 例えば、中国現行刑法典第307条は、「証人に打撃を与え報復したものは、3年以下の有期懲役又は拘役に処する。情状が重い場合は、3年以上7年以下の有期懲役に処する。」とし、刑事訴訟法49条も、「人民裁判所、人民檢察院及び公安機關は、証人とその親類の安全を保障しなければならない。証人またはその親類に脅迫、毆打若しくは侮辱を加えまたは打撃を与え報復した者は、犯罪を構成すれば、法に従って刑事責任を追及し、刑事処罰に及ばなければ、治安管理処罰で罰する」としている。
- (63) 重富真一「NGOのスペースと現象形態」レヴアイアサン31巻（2002年）39頁。
- (64) 《中国統計年鑑》（2008）。
- (65) See Guanji Zhu, NGO in China: Developing and Challenging, available at http://www.intanbk.intan.my/napsipag/frame2/manila/Ms.%20Zhu%20Guanji_full%20paper_.pdf.
- (66) 藤本・前掲注45) 43頁。